

社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

制 定 平成 5 年 4 月 1 日
最新改正 平成 2 9 年 6 月 2 0 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会（以下「本会」という。）
定款第 10 条及び第 25 条に基づき、本会の役員・評議員の費用弁償に関して必要な事
項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところ
による。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の
経費をいう。

(報酬)

第 3 条 定款 10 条及び第 25 条に基づき、役員等の報酬はこれを支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が、本会の理事会、評議員会等へ出席したとき及び本会業務に従事した
ときは、費用を弁償する事ができる。ただし、行政職員を除くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会以外の委員会等に参加し報酬等の支給がある場合は
これを支給しない。
- 3 役員等には、費用弁償 2, 0 0 0 円／回を支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員、評議員の会議の出席等に係る実費が前項の定める

金額を超えるときは、費用弁償として実費相当額を支給することができる。

- 5 会長が、その職務を遂行するための費用弁償として、2,000円／回を支給することができる。ただし、1か月あたりの上限額は4,000円とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。